

西武プリンスクラブ会員規約

第1条 西武プリンスクラブ ポイントプログラムについて

1. 西武プリンスクラブ ポイントプログラム（以下「本プログラム」といいます。）とは、本規約第2条に定める会員（以下「会員」といいます。）が西武グループ各社をはじめとする加盟店（以下「加盟店」といいます。）を利用したときに、会員にポイント（以下「ポイント」といいます。）を進呈するサービスです。
2. 本プログラムの運営主体は、株式会社西武ホールディングス（以下「当社」といいます。）です。また、本プログラムの運営業務は、当社の西武プリンスクラブデスク（以下「当デスク」といいます。）が行います。
3. 会員が本プログラムによるサービスを受けるためには、以下の会員証（以下併せて「会員証」といいます。）のうち、いずれかを保有する必要があります。
 - (1) **SEIBU PRINCE CLUB カード**：ポイント専用でクレジット機能が無いカード（以下「本カード」といいます。）なお、西武グループ各社における独自サービス用カードが発行される場合があります。
 - (2) **SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証**：当社または西武グループ各社が提供する会員証を表示することができるアプリ（以下「本アプリ」といいます。）
 - (3) **SEIBU PRINCE CLUB Web 会員証**： **SEIBU PRINCE CLUB Web サイト**（以下「当 Web サイト」といいます。）上に表示される会員証
※SEIBU PRINCE CLUB Web サイト <https://club.seibugroup.jp>
 - (4) **SEIBU PRINCE CLUB カード セゾン**：本カードにクレジット機能および特典を付与したカード（以下「SPC カード セゾン」といいます。）
 - (5) **SEIBU PRINCE CLUB カード セゾンゴールド**：SPC カード セゾンにさらに特典を付与したカード（以下「SPC カード セゾンゴールド」といいます。）
4. **SPC カード セゾン**および**SPC カード セゾンゴールド**（以下、併せて「提携カード」といいます。）は、西武グループが株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます。）と提携し、クレディセゾンが発行するカードです。本規約第2条の条件を満たす個人の方（以下「申込者」といいます。）が提携カードによる本プログラムへの入会を希望する場合、申込者は、提携カード専用の入会申込方法により申し込むものとします。クレディセゾンは、入会申込に基づき所定の審査を経て、提携カードを発行します。なお、日本国外に居住している方は、提携カードを発行することはできません。

第2条 入会申込み

1. 会員とは、西武プリンスクラブ会員規約（以下「本規約」といいます。）を承諾のうえ、当社に本プログラムへの入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。
2. 当社は会員1名につき1つのお客さま番号を発番するものといたします。
3. 会員は、次の条件を満たす方とします。
 - (1) 生存している個人の方（法人は不可）
 - (2) 次の年齢条件を満たす方
 - ・日本国内に居住している方
年齢が満13歳以上の方。ただし、年齢が満13歳未満の方が入会を希望するときは、親権者（いない場合は法定代理人）が同意の旨を入会申込み時に届け出ることにより本号の条件を満たすものとします。
 - ・日本国外に居住している方
年齢が満18歳以上の方。
 - (3) 暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力の構成員またはそれらと関係を有するものでない方
4. 申込者が本プログラムへの入会を希望する場合、申込者ご本人は、本プログラムへの入会申込みに関する項目をすべて真正に届け出るものとします。なお、当社は、入会申込みの際し、身分証明書等その他本人確認書類の提示を申込者に求め、そのコピーを取得することがあります。
5. 前項の入会申込みに必要な事項の届け出が無い、もしくは届け出た事項に虚偽が判明した場合、第3項の入会資格を満たしていないと当社が判断した場合、または本プログラムの運営および管理上会員資格を付与することが不相当であると当社が判断した場合、当社は、申込者の入会をお断りし、または付与した会員資格を取り消すことができます。なお、次項の手続においてクレディセゾンが申込者の入会を承諾しなかった場合も同様とします。
6. 申込者が提携カードの入会を希望する場合には、申込者は、クレディセゾンの定める入会手続きを行うものとします。
7. 本プログラムにかかる入会金および年会費は、無料とします。

第3条 本カードの発行・貸与等

1. 当社は、提携カードの発行を受けている場合を除き、本カードの発行を希望した日本国内居住の会員にのみ、会員1名につき1枚に限り、本カードを発行・貸与いたします。ただし、同一のお客さま番号を有するカードは、この限りではありません。

2. 会員は、本カード裏面の署名欄に自署し、善良な管理者の注意をもって本カードを管理・使用するものとします。
3. 本カードは、自署した会員ご本人のみが利用することができ、第三者に譲渡・貸与することはできません。
4. 会員が本条第2項または第3項に反し、第三者に本カードを利用されたことにより生じた損害その他不利益については、会員ご本人の負担となります。

第4条 会員資格の有効期限

1. **SEIBU PRINCE CLUB** カードを保有する会員のうち、マイページ登録が未登録の会員は、最終ご利用日（ポイントが進呈もしくは利用された日）から起算して2年経過した日が属する年の12月31日（日本時間）を会員資格の有効期限とします。
2. 前項に該当しない会員については、会員資格の有効期限はありません。ただし、提携カードを保有する会員の有効期限は、クレディセゾンの定めに従うものとします。

第5条 ポイントの進呈

当社は、会員ご本人に対して、次の事項に従いポイントを進呈します。

1. 当社は、会員が加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、当該会員に対し、当社や加盟店の定める手法により、ご利用金額110円（税込）（会員が海外の加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、各ご利用時の当社所定の為替レートで円換算したときの110円相当のご利用金額（税込））につき1ポイントを進呈します。ただし、加盟店または対象商品・サービスによりポイント進呈率等が異なることがあります。

なお、当社は次の場合にはポイントを進呈しません。ただし、加盟店が特別に認めた場合は、この限りではありません。

- ① 商品券、ギフト券、地金、切手、印紙等の金券類またはプリペイドカードを購入する場合
- ② 箱代、送料、加工修理代または旅行代金を支払う場合
- ③ 税金(一部を除きます。)を支払う場合
- ④ 通信販売により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
- ⑤ 催事において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
- ⑥ 会員を対象とする割引優待会において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

- ⑦ クレジットカードによる支払い以外の方法で売掛金を支払う場合
 - ⑧ 代金引換により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
 - ⑨ 値下げ品もしくはセール品を購入し、または他の割引を利用する場合
 - ⑩ 手付金その他仮受金を支払う場合
 - ⑪ 商品お引換え券、クーポン券での支払いその他の当社および加盟店が指定する支払い方法により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
 - ⑫ その他当社または加盟店が指定する商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
2. 前項に定める以外にも当社または加盟店が定める条件を満たした場合、ポイントを進呈する場合があります。
 3. 会員は、ポイントを、第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができません。

第6条 ご購入商品等の返品時におけるポイントの処理

1. 会員がご購入商品等の返品・購入の取消しを行った場合、当社は、既に会員に進呈した当該商品等にかかるポイントを減算します。この場合、会員は、ご利用いただいた加盟店にレシートと会員証を提示するものとします。
2. 会員がポイント利用後に、ご購入商品等の返品・取消しを行い、前項に定めるポイントの減算によって累積ポイントがマイナスになる場合、当社は、会員に対し、交換商品の返還または相当額の現金の支払いを請求することができ、会員は、これに従うものとします。

第7条 ポイントの積立・有効期限

1. 当社は、お客さま番号ごとにポイントの積立を行います。複数の会員証のポイントを合算することはできません。ただし、同一のお客さま番号を有する会員証は除きます。
2. ポイントの積立期間は、毎年1月1日（日本時間）から同年12月31日（日本時間）までの1年間（以下「年度」といいます。）とします。ポイントの積立は、年度ごとに締め切って1年単位で計算します。
3. 進呈されたポイントの有効期限は、進呈された年の翌年12月31日（日本時間）までとします。
4. 前項に定めた有効期限までに利用されなかったポイントは、失効し、次年度へ繰り越されません。

5. 前項の規定にかかわらず、本規約第6条第2項により累積ポイントがマイナスになった場合のポイントは、失効せず、次年度に繰り越されます。

第8条 ポイントの利用

1. 会員が会員証提示等により積立てたポイントは、第7条に定めるポイントの積立期間・有効期限の期間に当社が指定する各種商品およびサービス（以下「交換商品」といいます。）との引き換え、または、加盟店に限り1ポイントを1円相当（海外の加盟店でご利用いただく場合は、各ご利用時の当社所定の為替レートで円換算したときの1円相当）としてご利用いただけます。
2. 前項にかかわらず、加盟店によっては1ポイントを1円相当としてご利用いただけない施設や商品・サービス、ご利用いただけるポイントの単位の制限、ご利用除外品があります。ポイントのご利用除外品は、タバコ、商品券、各種プリペイドカード、各種ギフト券、切手印紙、その他の加盟店が指定するものとします。なお、交換商品の詳細は、当 Web サイト等で確認することができます。
3. 会員は、一度申し込んだ交換商品とポイントとの引換えまたはポイントの利用を取り消すことおよび交換商品の返品を行うことができません。ただし、ポイント利用を伴ってご購入いただいた商品等の返品・購入の取消しを行った場合は、当社指定の方法でご利用分のポイントを返還いたします。
4. 当社は、当社が別途定める方法により交換商品を会員に発行、交付または送付するものとします。交換商品を会員に郵送する場合、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、会員が申し込んだ交換商品の配送中に、交換商品に紛失、盗難、汚損、破損等が生じた場合、当社は、当該損害につき一切の責任を負いません。なお、交換商品の郵送は日本国内に限るものとし、引き換え後1ヶ月間経過した交換商品の到着に関するお問合せには応じかねます。
5. 1会計の支払い代金に複数会員のポイントを充当することはできません。ポイント利用は1会計あたり1会員1回までといたします。
6. ポイントは、現金との引き換えはできません。

第9条 会員証の提示

当社および加盟店は、本規約第5条第2項第1号に定めるときのほか、当社または加盟店にて会員証のご提示を求めることがあり、会員は、これに従うものとします。

第10条 住所等変更の届出事項

会員は、入会時に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になったときには、当社の定める方法により当社に遅滞なく届け出るものとします。なお、当社は、変更のお手続きの際に、会員に対し、ご本人確認をさせていただくことがあります。なお、提携カードについては、クレディセゾンが定める変更手続きに従うものとします。

第11条 カードの紛失・盗難等

1. 本規約第3条1項に基づき本カードを保有している会員は、本カードを紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当デスクまで連絡するものとします。この場合、当社は、原則として本カードの再発行を行わず、および本カードに累積したポイントの再交付を行いません。
2. 本カードが汚損し、破損し、または磁気不良等により使用不能となった場合、当社は、会員の申請に基づき、当該カードと引換えに本カードを再発行します。この場合、累積ポイントは引き続き有効とします。ただし、会員は、当社が定める本カードの再発行手数料を負担するものとします。なお、本カードの再発行時まで会員の特典を受けることができません。
3. 提携カードについては、クレディセゾンに連絡するものとします。

第12条 退会

1. 会員は、当社所定の退会手続きを行うことにより、本プログラムからいつでも退会することができます。本規約第3条1項に基づき本カードを保有している会員が退会する場合には、原則として当社に本カードを返却するものとし、提携カードの会員が退会する場合には、クレディセゾンの規程に従い退会手続きを行うものとします。なお、当社は、退会手続きの際に会員のご本人確認を行うことがあります。
2. 退会時に累積している会員のポイントは、会員が退会した時点ですべて失効するものとします。

第13条 会員資格の喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格および累積している会員のポイントを喪失するものとします。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が本規約第2条第3項の会員資格に該当しなくなった場合
- (3) 本規約第4条に定める会員資格の有効期限が経過した場合

- (4) 会員が本カードを紛失、盗難等により失った場合
- (5) 提携カードによる会員であって、当該提携カードの会員資格を喪失し、同一のお客さま番号を有するカードが無い場合
- (6) 本規約に違反した方法等、不正な手段によりポイントを取得したと当社が判断した場合
- (7) 会員が、本規約第6条に定めるご購入商品等の返品等に基づくポイント減算に伴う処理を適切かつ速やかに履行しない場合。または会員がポイント利用後にご購入商品等の返品等を頻繁に行う等、不適切なポイント処理または不当なポイント利用を行っているとして当社が判断した場合
- (8) 「西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項」にご同意いただけない場合
- (9) 前号の場合を除き、次の規約等に違反し、本プログラムを提供できないと当社が判断した場合
 - ・本規約に付随する特約
 - ・本プログラムの会員としてログインして利用する当社、西武グループ各社またはその提携先が提供するアプリケーション、サービス等の利用規約等の約定
- (10) 暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力の構成員またはそれらと関係を有すると当社が判断した場合
- (11) 法令、本規約（本規約に付随する特約等を含みます。）または公序良俗に違反する等、当社が会員として不適格であると判断した場合

第14条 本プログラムの終了等

1. 当社は、6ヶ月前までに会員に通知することにより、本プログラムによるサービスの提供を長期的に中断または終了することができます。
2. 当社は、運営上の都合または天災・その他の非常事態による障害の発生等により、予告なく本プログラムの提供を中断することができます。

第15条 規約の変更等

1. 当社は、本規約の変更、改定または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本規約の変更等は、変更等の効力発生日の前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに効力発生日を当 Web サイト上での掲載その他相当な方法によりお知らせし、効力発生日以降は、変更等後

の本規約が最新のものとして本プログラムに適用されます。

※SEIBU PRINCE CLUB Web サイト <https://club.seibugroup.jp>

2. 当社は、加盟店を予告なく変更することができます。

第16条 損害賠償

1. 当社は、本規約第14条に定める本プログラムの中断または終了、本規約第15条に定める本規約の変更等その他本プログラムの提供に付随して生じる一切の損害（金銭的損害および損失ならびに精神的苦痛その他の不利益）について一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、会員が加盟店を利用した場合に、会員と加盟店または第三者との間に生じたトラブルについては、一切責任を負わないものとします。
3. 前2項は、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第17条 合意管轄裁判所

本プログラムおよび本規約（本規約に付随する特約等を含みます。）の準拠法は日本法とし、これらに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第18条 会員 Web サービス（マイページ）・本アプリ

1. 会員は、本規約、西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項および当 Web サイト記載のサイトポリシーへの同意ならびに会員ご本人による当 Web サイトまたは本アプリ所定の各登録手続きをしていただくことを条件に、会員 Web サービス（マイページ）または本アプリの各サービスを利用することができます。
2. 会員は、会員 Web サービス（マイページ）の利用にあたっては当社が別途定める「会員 Web サービス（マイページ）に関する特約」、本アプリの利用にあたっては本アプリの利用規約等にそれぞれ従うものとします。

第19条 お問い合わせ窓口

本プログラム、本規約等に関する各種お問合せは、次の窓口でお受けいたします。

西武プリンスクラブデスク

04-2929-0011

9:00A.M.~5:00P.M. 土・休日、年始を除く

2025年2月26日改定

【西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項】

株式会社西武ホールディングス（以下「当社」といいます。）は、西武プリンスクラブポイントプログラム（以下「本プログラム」といいます。）および本プログラムに関連して行うキャンペーン、アンケート等（以下、総称して「本プログラム等」といいます。）その他の本プログラム等に関連して取扱う入会申込者およびキャンペーン、アンケートへの登録者ならびに会員（会員資格喪失者を含み、以下「会員等」といいます。）の個人情報の保護に関する基本方針（西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針）を定めており、個人情報保護の実施および継続的な改善を行います。

第1条 個人情報の取扱い

1. 会員等は、当社が、入会申込みや登録を含む当社および西武グループ各社（当社ならびに子会社および関連会社。末尾記載。）ならびに加盟店（以下、総称して「加盟店等」といいます。）との本プログラム等に関するすべての取引・利用（以下「本取引」といいます。）において収集・保有する会員等の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、必要な保護措置を講じたうえで、次の各号で定めた目的で利用することに同意します。

- (1) 加盟店等におけるポイントの付与および会員カードに付帯するサービスの提供
- (2) 加盟店等の営業情報、商品情報等の各種ご案内
- (3) 加盟店等が取り扱う商品およびサービスに関する商品開発、市場調査等
- (4) 加盟店等から会員等への取引上必要な連絡および取引内容の確認
- (5) 加盟店等における会員等からのお問合せ、ご意見およびご要望への対応
- (6) ご契約等に基づく権利の行使、義務の履行のため
- (7) お取引における連絡および業務管理のため
- (8) お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (9) 緊急の場合に行う、会員等への連絡のため
- (10) お取引・ご契約を円滑に履行するため
- (11) 第3項各号で定める目的で利用するため

2. 会員等は、当社が、個人情報を、前項第1号から第10号に定める目的で、加盟店等と共同利用することに同意します。なお、加盟店等との共同利用の詳細については、当 Web サイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

3. 会員等は、当社が、個人情報を、次の各号で定めた目的で、西武グループ各社と共同利用することに同意します。なお、加盟店等との共同利用の詳細については、当 Web サイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

(1) マーケティング・分析のため

例) 「当グループの商品・サービスに関する商品開発・顧客動向分析・市場調査等への利用のため」

(2) 広告、宣伝のため

例) 「当グループの提供する営業情報・商品情報等の各種ご案内など、販売促進活動のため」

例) 「当グループと提携する第三者が提供する商品・サービスに関連した各種情報を提供するため」

(3) サービス改善・研究開発のため

例) 「当グループの提供するサービスや商品の利用状況や満足度調査など、サービス向上に係る調査の実施のため」

(4) 連絡、問い合わせ等に適切に対応するため

例) 「当グループが共同または連携して開催するイベント・懸賞などへお申込みいただいた会員等に対するご連絡などのため」

例) 「当グループの提供するサービスをご利用いただく会員等からのご意見・ご要望にお答えするため」

例) 「当グループから会員等への取引上必要な連絡および取引内容の確認」

(5) 当グループのサービス提供のため

例) 「グループ会社が共同または連携して提供するサービス、アフターサービスの提供のため」

例) 「当グループによるポイントサービス等の優遇サービスの実施」

4. 当社または加盟店等が本プログラム等または本取引に関連する商品配送等の業務を第三者に委託する場合、必要な保護措置を講じたうえで個人情報を委託先に提供するものとし、会員等はあらかじめこれに同意します。

5. 会員等から同意を得た範囲内で当社または加盟店等が個人情報を利用している場合であっても、会員等からの申し出により、当社または加盟店等は業務運営上支障がない範囲で利用を中止するものとします。
6. ご提出いただいた入会申込書等は、必要な作業が終了した時点で適切な方法で廃棄処分します。このため、ご提出いただいた書類は、返却いたしません。
7. 本プログラム等に関する個人情報保護管理責任部署は、西武プリンスクラブデスクとします。

第2条 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

1. 会員等は、当社に対し、当該会員に関して当社が保有する自己に関する個人データの開示ならびに個人データの訂正、追加および削除（以下「訂正等」といいます。）ならびに個人データの利用停止、消去および第三者提供停止（以下「利用停止等」といいます。）を行うよう請求することができます。この場合、会員等は、本同意条項第4条記載のお問合せ窓口にて、当社の定める手続きに従って請求するものとします。なお、これらの請求手続きについては、当 Web サイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

2. 個人データの開示は、原則として書面により行います。この場合、当社の定める手数料をご負担いただきます。
3. 会員等が個人データの訂正等または利用停止等を請求する場合の手数料は、無料とします。ただし、会員等が請求対象となる当社の保有する個人情報を特定することができない場合には、会員等は、前項に定める開示請求の手続きを行うことにより、請求対象となる個人情報を特定するものとします。詳細は、当 Web サイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

4. 本条第1項または前項の定めにかかわらず、法令に基づき個人データの訂正等もしくは利用停止等が不必要な場合、または前項の手続きによっても訂正等もしくは利用停止等すべき個人データを特定することができない場合、当社は、会員等による訂正等または利用停止等請求に応じられないことがあります。

第3条 規定外事項

本同意条項に定めのない事項は、「西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針」によるものとします。

西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

第4条 お問い合わせ窓口

当社が収集・保有する会員等の個人情報に関するお問い合わせは、次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

西武プリンスクラブデスク

個人情報お問い合わせ窓口

〒359-0045 埼玉県所沢市美原町5-2 019-7 2F

04-2929-0011 9:00A.M.～5:00P.M. 土・休日、年始を除く

西武グループ各社

<https://www.seibuholdings.co.jp/group/grouplist/>

2022年3月23日改定

Seibu Prince Global Rewards に関する特約

第1条 名称

本サービスプログラムは、「Seibu Prince Global Rewards」と称します。

第2条 目的

1.本サービスプログラムは、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド（以下「当社」といいます。）が、当社およびその国内外の子会社・関連会社が運営する施設ならびに西武プリンスホテルズ&リゾーツブランドのホテル、ゴルフ場その他の施設等（以下「西武プリンスホテルズ&リゾーツ」といいます。）を日頃ご愛顧いただいている顧客の皆さまに特別なサービスを提供するものです。

西武プリンスホテルズ&リゾーツの対象施設の詳細はこちら

<https://www.seibuprince.com/ja/loyalty/member-store-list>

2.本サービスプログラムは、本特約の他、西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）の定めに従い運営いたします。

3. 新たな個別の特約を定めた場合において、当該特約と本特約の定めが異なる場合には、当該の新たな特約を優先するものとします。

第3条 会員資格

西武プリンスクラブ会員は、特段の手続きなく、自動的に本サービスプログラム利用会員（以下「本サービス利用会員」といいます。）となります。

第4条 会費

原則として無料とします。ただし、別途会費が発生することがあります。この場合は、本サービス利用会員は、別途定める会費を所定の方法により支払うものとします。なお、一旦お支払いいただいた会費は、原則として返却しません。

第5条 ステータスの種類

本サービスプログラムには4種類のステータスがあり、ステータスごとに提供するサービスは異なります。各ステータスの名称は、次の通りです。

- (1)Seibu Prince Global Rewards ブルーメンバー（以下「ブルーメンバー」といいます。）
- (2)Seibu Prince Global Rewards ゴールドメンバー（以下「ゴールドメンバー」といいます。）
- (3)Seibu Prince Global Rewards プラチナメンバー（以下「プラチナメンバー」といいます。）
- (4)Seibu Prince Global Rewards ダイヤモンドメンバー（以下「ダイヤモンドメンバー」といいます。）

第6条 メダルの獲得およびステータスの取得

1. 西武プリンスホテルズ&リゾートの年間ご利用累計金額1万円（消費税込）につき、1メダルを進呈します（海外の西武プリンスホテルズ&リゾートのご利用金額は、各ご利用時の当社所定の為替レートで円換算したご利用金額の年間累計金額に応じて進呈いたします）。ただし、進呈の対象は、代金を直接西武プリンスホテルズ&リゾートでお支払いいただいた場合とします。
- 2.前項にかかわらず、西武プリンスホテルズ&リゾート以外のWebサイトや旅行会社経由でお申込みいただいた場合は、進呈の対象にはなりません。

3.進呈されたメダル数に応じて、ブルーメンバー、ゴールドメンバー、プラチナメンバー、またはダイヤモンドメンバーのサービスを提供します。サービス内容については、各種印刷物および西武プリンスホテルズ&リゾーツ Web サイト（以下「本 Web サイト」といいます。）上で告知するものとし、追加・変更がある場合、その都度本 Web サイト上で告知するものとします。なお、各ステータス取得に必要なメダル数は、次の通りです。

(1)ブルーメンバー 必要メダル数：0 メダル

(2)ゴールドメンバー 必要メダル数：20 メダル以上

ただし、SEIBU PRINCE CLUB カードセゾンゴールドメンバーおよび Seibu Prince Global Rewards カード 菊華会ゴールドメンバーは、当該必要メダル数を要せずゴールドメンバーとなるものとします。

(3)プラチナメンバー 必要メダル数：50 メダル以上

(4)ダイヤモンドメンバー 必要メダル数：200 メダル以上

※本 Web サイト <https://www.seibuprince.com/ja/>

4.婚礼・宴会・当社が指定する団体宿泊は、メダル進呈対象外です。

なお、このほか、メダル進呈対象外の施設、サービスがある場合もございます。詳細は、各施設・サービスのご案内においてお知らせいたします。

5.当社は、本特約に定めるメダル進呈基準およびステータス取得基準の改定を行うことができます。また、当社は、本サービス利用会員の全部または一部に対し、本条に定める以外のメダル進呈基準およびステータス取得基準を定め、適用する場合があります。

第7条 ステータスの判定およびサービス提供期間

1.年次のステータス判定

毎年1月1日（日本時間）から12月31日（日本時間）までの1年間をメダル獲得期間とし、この期間に進呈されたメダル数を基に翌年度（翌年4月1日（日本時間）から翌々年3月31日（日本時間））のステータスを判定します。

判定結果に基づいたステータス毎のサービスを、翌年度の1年間、提供します。

2.月次のステータス判定

前項に加え、月次においても、毎年1月1日（日本時間）から毎月末日（日本時間）までの期間において獲得されたメダル数を基にステータス判定を行い、上位のステータス取得に必要なメダル数の早期達成が確認された場合は、メダル獲得期間中であっても、翌月10日（日本時間）より当該上位ステータスを基準としたメンバーとして扱い、当該ステータスを基準としたサービス・特典を前倒しで提供します。この場合、翌年度の1年間も、引き続き当該ステータスが適用となります。

3.ステータスカードの発行

年次または月次のステータス判定の結果、ダイヤモンドメンバーのステータスを取得した本サービス利用会員、または第1項の年次のステータス判定の結果、ダイヤモンドメンバーのステータス維持した本サービス利用会員には、ダイヤモンドメンバーカードを発行いたします。ただし、日本国内居住の本サービス利用会員に限ります。

第8条 本サービス利用会員に対する通常ポイントおよびホテル&レジャーポイントの進呈

本サービス利用会員が、西武プリンスホテルズ&リゾートを利用する場合、西武プリンスクラブ会員規約第5条第1項本文にかかわらず、当該会員に対するポイント（以下、本特約においては「通常ポイント」といいます。）の進呈率は次の通りとします。また、当該会員には、これとは別途、次の通り、西武プリンスホテル&リゾートのご利用に用途を限定したポイント（以下「ホテル&レジャーポイント」といいます。）が進呈されます。ただし、対象商品・サービスにより進呈率や進呈日等が異なることがあります。

(1)日本国内外の対象の西武プリンスホテルズ&リゾートのご利用の場合（婚礼・宴会・グループ宿泊は除く。）

①ブルーメンバー

ご利用金額 110 円（税込）（日本国外での利用の場合は、西武プリンスクラブ会員規約第5条第1項に定める為替レートで円換算したときの 110 円相当のご利用金額（税込））につき、通常ポイント 1 ポイントおよびホテル&レジャーポイント 2 ポイント（以下「通常率」といいます。）。

②ゴールドメンバー：通常率の 110%

③プラチナメンバー：通常率の 130%

④ダイヤモンドメンバー：通常率の 150%

(2)日本国内の西武プリンスホテルズ&リゾートで婚礼・宴会・グループ宿泊をご利用の場合

①ご利用金額 50 万円以下の場合：110 円（税込）につき通常ポイント 1 ポイント

②ご利用金額 50 万円以上、150 万円未満の場合：通常ポイント 5,000 ポイント

③ご利用金額 150 万円以上、300 万円未満の場合：通常ポイント 10,000 ポイント

④ご利用金額 300 万円以上の場合：通常ポイント 20,000 ポイント

(3)日本国外の西武プリンスホテルズ&リゾートで婚礼・宴会・グループ宿泊をご利用の場合

進呈ルールは各施設の Web サイトにてご確認いただけます。

第9条 ご購入商品等の返品時におけるホテル&レジャーポイントの処理

- 1.本サービス利用会員がご購入商品等の返品・購入の取消しを行った場合、既に当該会員に進呈された当該商品等にかかるホテル&レジジャーポイントは減算されます。この場合、当該会員は、ご利用いただいた加盟店にレシートと会員証を提示するものとします。
- 2.本サービス利用会員は、ホテル&レジジャーポイント利用後に、ご購入商品等の返品・取消しを行い、前項に定めるホテル&レジジャーポイントの減算によって累積ポイントがマイナスになった場合、交換商品の返還または相当額の現金の支払いの請求を受ける場合があります、当該会員は、これに従うものとします。

第10条 ホテル&レジジャーポイントの積立期間・有効期限

1. ホテル&レジジャーポイントの積立期間は、毎年1月1日（日本時間）から同年12月31日（日本時間）までの1年間（以下「年度」といいます。）とします。ホテル&レジジャーポイントの積立は、年度ごとに締め切って1年単位で計算します。
2. 進呈されたホテル&レジジャーポイントの有効期限は、進呈された年の翌年12月31日（日本時間）までとします。
3. 前項に定めた有効期限までに利用されなかったホテル&レジジャーポイントは、失効し、次年度へ繰り越されません。
4. 前項の規定にかかわらず、本特約第9条第2項により累積ポイントがマイナスになった場合のホテル&レジジャーポイントは、失効せず、次年度に繰り越されます。

第11条 ホテル&レジジャーポイントの利用

1. 本サービス利用会員が会員証提示等により積立てたホテル&レジジャーポイントは、本特約第10条に定めるホテル&レジジャーポイントの積立期間・有効期限の期間に西武プリンスホテルズ&リゾートが指定する各種商品およびサービス（以下「交換商品」といいます。）との引き換え、または、日本国内外の西武プリンスホテルズ&リゾートのご利用に限り1ホテル&レジジャーポイントを1円相当（日本国外の西武プリンスホテルズ&リゾートでご利用いただく場合は、各ご利用時の西武プリンスクラブ会員規約第5条第1項に定める為替レートで円換算したときの1円相当）としてご利用いただけます。
2. 国内外の西武プリンスホテルズ&リゾートにおいてポイントを利用する際、本サービス利用会員が積立てた通常ポイントとホテル&レジジャーポイントの有効期限が同一の場合、ホテル&レジジャーポイントが優先して使用されます。有効期限が異なる場合には、期限の早いものから順に使用されます。
3. ホテル&レジジャーポイントのみを指定して利用することはできません。

4. 会計の支払い代金に複数会員のホテル&レジャーポイントを充当することはできません。ホテル&レジャーポイント利用は1会計あたり1会員1回までといたします。
5. ホテル&レジャーポイントは、現金との引き換えはできません。

第12条 ステータスの確認および提示

1. 本サービス利用会員は、原則として、Seibu Prince Global Rewards アプリ（以下「SPGR アプリ」といいます。）または西武プリンスクラブアプリに利用登録し、SPGR アプリまたは西武プリンスクラブアプリ上に表示される SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証（ステータスに応じた色で表示されます。）にて、ステータスを確認するものとします。
2. 本サービス利用会員は、本サービスプログラムが提供する各種サービスを受けるときは、SPGR アプリ会員証または SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証を提示するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、次の各号に定める有効なカードを提示する場合、SPGR アプリ会員証または SEIBU PRINCE CLUB アプリ会員証として代用することができます。
 - (1)SEIBU PRINCE CLUB カード
 - (2)SEIBU PRINCE CLUB カード セゾン
 - (3)SEIBU PRINCE CLUB カード セゾンゴールド
 - (4)ダイヤモンドメンバーカード
 - (5)発行済のゴールドメンバーカード・プラチナメンバーカード
 - (6)SEIBU PRINCE CLUB Web 会員証
 - (7)Seibu Prince Global Rewards Web 会員証

第13条 会員資格の有効期限

西武プリンスクラブ会員規約第4条第1項本文にかかわらず、本サービス利用会員においては、西武プリンスクラブ会員規約第1条第1項に定めるポイントプログラムの最終ご利用日（通常ポイントまたはホテル&レジャーポイントが進呈または利用された日）またはメダルの最終獲得日のいずれか遅く到来する日から2年経過した日が属する年の12月31日（日本時間）を西武プリンスクラブの会員資格の有効期限とします。

第14条 発行済のステータスカードの紛失・盗難等

- 1.本サービス利用会員は、発行済のステータスカード（以下「発行済カード」といいます）を紛失・盗難等により失った場合には、速やかにその旨を次の連絡先まで連絡する

ものとし、この場合、当社は、発行済カードの再発行は行わず、原則として、発行済カードに累積された通常ポイント、ホテル&レジジャーポイントおよびメダルの再交付を行いません。

(1)ゴールドメンバー：Seibu Prince Global Rewards ゴールドメンバーコンシェルジュデスク

(2)プラチナメンバー：Seibu Prince Global Rewards プラチナメンバーコンシェルジュデスク

(3)ダイヤモンドメンバー：Seibu Prince Global Rewards ダイヤモンドメンバーコンシェルジュデスク

- 2.発行済カードが汚損、破損、磁気不良等により使用不能となった場合、当社は、発行済カードの再発行は行いませんが、本サービス利用会員の申請があったときは、発行済カードに累積された通常ポイント、ホテル&レジジャーポイントおよびメダルは有効とします。
- 3.本サービス利用会員が発行済カードを紛失・盗難等により失った場合、または発行済カードが汚損、破損、磁気不良等により使用不能となった場合、本サービス利用会員は、SPGR アプリまたは西武プリンスクラブアプリの利用登録を行い、SPGR アプリまたは西武プリンスクラブアプリ上の表示を利用することにより、本サービスプログラムが提供する各種サービスを受けるものとし、
- 4.前3項にかかわらず、発行済カード発行時の初期不良により使用不能となった場合その他やむを得ない事情がある場合、本サービス利用会員の申請があったときは、発行済カードの再発行を行う場合があります。ただし、その場合、本サービス利用会員は、当社が定めるカードの再発行手数料を負担するものとし、発行済カードが再発行されるまで、カードを提示する方法で本サービス利用会員のサービスを受けることはできません。
- 5.ブルーメンバーが SEIBU PRINCE CLUB カードを紛失、盗難等により失った場合、または発行済カードが汚損、破損、磁気不良等により使用不能となった場合は、西武プリンスクラブデスクにお問合せください。

第15条 会員資格の喪失

- 1.本サービス利用会員は、次のいずれかに該当した場合、ステータス資格を失います。また、本サービス利用会員が、ゴールドメンバーカード、プラチナメンバーカードまたはダイヤモンドメンバーカードをお持ちの場合は、直ちにお持ちのカードをコンシェルジュデスク宛にご返却いただきます。
 - (1)西武プリンスクラブを退会された場合。

- (2)本特約、SPGR アプリ利用規約または西武プリンスクラブ会員規約に違反した場合。なお、西武プリンスクラブも自動的に退会となります。
- (3)当社または西武プリンスホテルズ&リゾーツの名誉を毀損したり、秩序を乱したりした場合。なお、西武プリンスクラブも自動的に退会となります。
- 2.前項以外の理由においても、当社は、各ステータスを取得した本サービス利用会員に対し、文書による予告をもって各ステータス資格を停止することができます。

第 16 条 本サービスプログラムの終了等

- (1)当社は、6ヶ月前までに本サービス利用会員に通知することにより、本サービスプログラムによるサービスの提供を長期的に中断または終了することができます。
- (2)当社は、運営上の都合または天災・その他の非常事態による障害の発生等により、予告なく本サービスプログラムの提供を中断することができます。

第 17 条 特約の変更等

当社は、本特約の変更、改定または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等は、変更等の効力発生日の前までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびに効力発生日を Web サイト上での掲載その他相当な方法によりお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして本サービスプログラムに適用されます。

第 18 条 損害賠償

- (1)当社は、本特約第 16 条に定める本サービスプログラムの中断または終了、本特約第 17 条に定める本特約の変更等その他本サービスプログラムの提供に付随して生じる一切の損害（金銭的損害および損失ならびに精神的苦痛その他の不利益）について一切の責任を負わないものとします。
- (2)当社は、本サービス利用会員が西武プリンスクラブ 加盟店（以下「加盟店」といいます。）を利用した場合に、本サービス利用会員と加盟店または第三者との間に生じたトラブルについては、一切責任を負わないものとします。
- (3)前 2 項は、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第 19 条 合意管轄裁判所

本サービスプログラムおよび本特約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

2025年2月26日改定

SEIBU スマイルリンク会員特約

第1条 目的

1. 本特約は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が SEIBU スマイルリンク会員（以下「本会員」といいます。）に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めることを目的とします。
2. 本特約に記載する以外の事項に関しては、原則として、西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）に従うものとします。

第2条 SEIBU スマイルリンク登録

1. 西武プリンスクラブ会員は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリよりログインし、PASMO 番号欄に 17 桁の PASMO 番号を登録することで本会員となります。
2. 本会員となることができるのは、日本国内に居住する西武プリンスクラブ会員に限られるものとします。
3. 西武プリンスクラブのお客さま番号 1 つに対し PASMO1 枚が登録（以下、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録された PASMO を「登録 PASMO」といいます。）できます。
4. 複数の西武プリンスクラブのお客さま番号に対し、同じ PASMO 番号を登録することはできません。
5. 複数の西武プリンスクラブのお客さま番号に対し、同じ PASMO 番号の登録手続きが行われたことを当社が検知した場合、当社は、本会員へ通知を行います。通知後、2 週間経過後も是正されなかった場合には、最初に当該 PASMO が登録されたお客さま番号以外への登録を無効とします。
6. 前 2 項に該当した場合、当社は、本会員にポイントが進呈されないことについて一切の責任を負いません。
7. 登録 PASMO は、登録先の西武プリンスクラブのお客さま番号に登録されている方のみ使用することができます。登録 PASMO を他者が使用していることが確認された場

合、当社は、進呈したポイントを取り消し、かつ登録 PASMO 情報を削除することができます。

第3条 PASMO に関する情報の収集・利用

1. 本会員は、登録 PASMO を使用した情報のうち、当社および当社グループの PASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による登録 PASMO 交換情報を、本サービスの提供のために、株式会社パスモから当社が取得することに同意します。
2. 本会員は、当社が、PASMO 番号、PASMO の種類（定期券、大人用、小児用、障がい者用等）、改札機等における入出場やチャージ・バス・電子マネー取引の利用情報等、前項で取得した情報および本会員が登録 PASMO を使用して改札機を通過する際に当社が取得した情報を、本サービスの提供のために必要な限度で、本会員の個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。）と紐づけて利用することに同意します。

第4条 SEIBU スマイルリンク加盟店におけるポイント進呈

1. 当社および SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO を利用した本会員に対し、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。
2. SEIBU スマイルリンク加盟店は、当社が定めた「スマイルリンク加盟店標識」を掲出します。
3. SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトに掲載しています。なお、加盟店は、変更されることがあります。
4. 本会員が SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO 電子マネーシステムを活用し、商品の購入・サービスの利用を行った場合、原則として、購入日から1週間以内にご利用金額に応じたポイントを進呈します。
5. 当社または SEIBU スマイルリンク加盟店は、前項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした本会員に対してポイントを進呈することがあります。

第5条 西武線への乗車等によるポイント進呈

1. 当社は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリの「乗車ポイントキャンペーンページ」よりエントリーをしたうえで当社線（池袋線、新宿線、西

武秩父線、西武有楽町線、豊島線、狭山線、山口線、拝島線、西武園線、国分寺線、多摩湖線および多摩川線をいいます。)に登録 PASMО を利用して乗車した本会員に対し、別に定める進呈基準に従い、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。

2. 前項によるポイントの進呈基準は、ご利用ガイド、ホームページ等によりお知らせします。
3. 当社は、第1項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした本会員に対してポイントを進呈することがあります。
4. 当社は、ポイントの進呈基準を予告なく改定することがあります。この場合、本会員は、改定後のポイントの進呈基準の内容を了承することとします。

第6条 西武バスへの乗車等によるポイント進呈

1. 西武バス株式会社(以下「西武バス」といいます。)は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリの「乗車ポイントキャンペーンページ」よりエントリーをしたうえで西武バスおよびそのグループ会社が運行(受託運行を含みます。)するバスに登録 PASMО を利用して乗車した本会員に対し、別に定める進呈基準に従い、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。
2. 前項によるポイントの進呈基準は、ご利用ガイド、ホームページ等によりお知らせします。
3. 西武バスは、第1項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした本会員に対してポイントを進呈することがあります。
4. 西武バスは、ポイントの進呈基準を予告なく改定することがあります。この場合、本会員は、改定後のポイントの進呈基準の内容を了承することとします。

第7条 ポイント進呈内容に関する異議申し立て

ポイントの進呈内容について異議がある場合、本会員は商品の購入日、サービスの利用日または鉄道もしくはバスの乗車日から3ヶ月以内に、当社指定の方法により当社に申し出なければなりません。

第8条 免責事項

1. PASMО に関するシステム・機器類の故障・点検、改札機等の障害や輸送障害等により、やむを得ず登録 PASMО が利用できないことによって、当該利用に対するポイント進呈ができない場合であっても、当社は、その責任を負いません。

2. 前項のほか、当社の責に帰すことができない事由から発生した本会員の損害については、当社は一切の責任を負いません。
3. 株式会社パスモは、第1項の場合のほか、本サービスに関して、一切の責任を負いません。
4. 商品の購入日、サービスの利用日または鉄道もしくはバスの乗車日から3か月が経過した利用分のポイントについて、前条に定める期間内に指定の方法による異議申し立てがない場合、当社は当該ポイントに関して一切の責任を負いません。
5. 前項の場合であっても、ポイントの不進呈または損害が当社の過失によるときは1000ポイント分まで、重過失または故意によるときは相当分を賠償します。

第9条 PASMO カード再発行について

1. 本会員は、登録PASMO（無記名PASMOのみ）を再発行した場合には、必ず、SEIBU PRINCE CLUB Web サイト・アプリまたは西武線アプリで、再度登録するものとします。なお、記名PASMOを再発行（モバイルPASMOアプリでのPASMOカードからの自動移行を含む）した場合には、自動更新が行われるため再度の登録は必要ありません。ただし、再発行したPASMO番号が自動更新機能により西武プリンスクラブの会員情報へ反映される前に、本会員ご自身で異なるPASMO番号を登録した場合、または異なる西武プリンスクラブのお客さま番号に再発行したPASMO番号を登録した場合、再発行したPASMO番号の自動更新は行われません。
2. 本会員が前項の手続きを怠ったとき、当社は、ポイントを進呈できない場合があります。この場合、当社は、一切の責任を負いません。
3. 本会員が登録PASMOの再発行やカード交換を受けた場合、再発行・カード交換手続きのために当該登録PASMOが使用できない期間および再発行・カード交換当日のポイントを進呈できないこと、ならびにPASMOに関係するシステム・機器類の故障・点検等によりポイントの進呈ができない場合があることについて、当社は一切の責任を負いません。
4. 前2項のほか、登録PASMOの再発行に関して、当社は、一切の責任を負いません。
5. 株式会社パスモは、第2項および第3項の場合のほか、本サービスにおけるPASMOカード再発行に関して、一切の責任を負いません。

第10条 本特約の変更等

当社は、本特約の変更、改訂または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等を行う場合は、本会員に変更事項および変更の効力発生日

を SEIBU PRINCE CLUB Web サイト上での掲載その他相当な方法により事前にお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして適用されます。

第 11 条 個人情報の取扱いに関する同意条項

本サービスにおける個人情報の取扱いについては、本特約のほか、別途定める「SEIBU スマイルリンク会員の個人情報取り扱いに関する同意条項」によるものとします。

2025 年 2 月 26 日改定

SEIBU スマイルリンク会員の個人情報取り扱いに関する同意条項

第 1 条（本同意条項の位置づけ）

本同意条項は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が SEIBU スマイルリンク会員（以下「本会員」といいます。）に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）における本会員の個人情報の取扱いについて定めるものです。本同意条項に同意した本会員の個人情報については、SEIBU スマイルリンク会員特約第 3 条の定めにかかわらず、本同意条項に基づいて取り扱われます。

第 2 条（登録 PASMO に関する情報の取得）

本会員は、登録 PASMO を使用した情報のうち、当社および当社グループの PASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による登録 PASMO 交換情報について、本サービスの提供のために、株式会社パスモから当社が取得することに同意します。

第 3 条（利用履歴等の共同利用）

本会員は、当社が、PASMO 番号、PASMO の種類（定期券、大人用、小児用、障がい者用等）、改札機等における入出場やチャージ・バス・電子マネー取引の利用情報等、前条で取得した情報および本会員が登録 PASMO を使用して改札機を通過する際に当社が取得した情報を、本サービスの提供及び次の各号に定めた目的で、本会員の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定めるものをいう。）と紐づけて、西武グループ各社（株式会社西武ホールディングスならびに同社の子会社および関連会社、以下総称して「当グループ」といいます。）と共同利用することに同意しま

す。なお、当グループとの共同利用の詳細については、当社の「個人情報保護に対する基本方針」にてお知らせします。

※西武鉄道 個人情報保護に対する基本方針 <https://www.seiburailway.jp/privacy/>

(1)マーケティング・分析のため

例) 「当グループの商品・サービスに関する商品開発・顧客動向分析・市場調査等への利用のため」

(2)広告、宣伝のため

例) 「当グループの提供する営業情報・商品情報等の各種ご案内など、販売促進活動のため」

例) 「当グループと提携する第三者が提供する商品・サービスに関連した各種情報を提供するため」

(3)サービス改善・研究開発のため

例) 「当グループの提供するサービスや商品の利用状況や満足度調査など、サービス向上に係る調査の実施のため」

(4)連絡、問い合わせ等に適切に対応するため

例) 「当グループが共同または連携して開催するイベント・懸賞などへお申込みいただいた本会員に対するご連絡などのため」

例) 「当グループの提供するサービスをご利用いただく本会員からのご意見・ご要望にお答えするため」

例) 「当グループから本会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認」

(5)当グループのサービス提供のため

例) 「グループ会社が共同または連携して提供するサービス、アフターサービスの提供のため」

例) 「当グループによるポイントサービス等の優遇サービスの実施」

第4条 (その他)

本同意条項に定めのない事項については、SEIBU スマイルリンク会員特約によるものとします。

2025年2月26日制定

会員 Web サービス (マイページ) に関する特約

会員 Web サービス（以下「マイページ」といいます。）は、株式会社西武ホールディングス（以下「当社」といいます。）が西武プリンスクラブデスク（以下「当デスク」といいます。）により運営を行う西武プリンスクラブ ポイントプログラム（以下「本プログラム」といいます。）に入会された会員（以下「会員」といいます。）ご本人がポイント履歴情報の確認や商品交換等を SEIBU PRINCE CLUB Web サイト（以下「当 Web サイト」といいます。）上で行うことができるサービスです。会員がマイページを利用する場合は本プログラムへの入会および西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約も含みます。以下「本規約」といいます。）ならびに西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項への同意のほか、次の特約に同意し、マイページへの利用登録を行うことが必要となります。

なお、本特約に規定のない事項に関しては、本規約に従うものとします。

※西武プリンスクラブ会員規約 <https://club.seibugroup.jp/rule/>

第1条 特約の適用範囲

会員 Web サービス（マイページ）に関する特約（以下「本特約」といいます。）は、当 Web サイトを利用して本プログラムに入会される会員、既に西武プリンスクラブアプリ（以下「本アプリ」といいます。）の利用登録をされた会員、ならびに既に SEIBU PRINCE CLUB カード、SEIBU PRINCE CLUB カード セゾンおよび SEIBU PRINCE CLUB カード セゾンゴールドをお持ちの会員のうち、マイページへの利用登録を行った会員（以下「Web 会員」といいます。）に適用されるものとします。

第2条 サービス提供内容

当社は、Web 会員に対して、以下のサービスを提供します。

- (1)当 Web サイト上でのポイント利用履歴の照会
- (2)当 Web サイト上での会員情報照会および変更
- (3)当 Web サイト上でのポイントの照会、交換商品 の申込み
- (4)メールによる通知、情報提供
- (5)Web 会員を対象とするアンケート・キャンペーン等の情報提供
- (6)当社または西武グループ各社をはじめとする加盟店が設定したサービス等の情報提供

第3条 マイページの利用登録

マイページの利用登録申込みができるのは本プログラムの会員であることを条件とします。

マイページの利用登録を希望する会員は、本特約を承認し、当 Web サイト上で、お客さま番号、メールアドレス、その他当社所定の項目を入力の上、ID・パスワード（以下「ID 等」といいます。）を申請することとし、ID 等の取得をもって、利用登録が完了したものとします。また、Web 会員は当社が認めた範囲で、ID 等の変更ができるものとします。

Web 会員は、メールアドレス等、登録した内容に変更があった場合は遅滞なくマイページ所定の方法にて当社に通知するものとします。また、Web 会員はマイページ所定の方法で申請することにより、本サービスの利用登録を解除することができます。

第4条 ID等の自己管理

Web 会員は、第三者に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって ID 等を管理するものとします。

Web 会員は、第三者による ID 等の不正使用が判明した場合、当社に遅滞なく届出を行うものとします。

自己のパスワードの失念、第三者に使用されること等によって生じた損害等については、Web 会員の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、当社はその責任を一切負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第5条 マイページの運営および中止・変更等

マイページの運営は、当社が定めた所定の時間に行うものとします。

マイページは事前の予告なく、以下の理由により運営を一時停止または中止をすることがあります。

- (1)マイページ運営に必要な機器、システムの保守点検および設備更新
- (2)天災、災害、事故等による機器、システムの故障や障害
- (3)その他、当社が中止する必要があると判断した場合

マイページの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

当社は当 Web サイトに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、マイページを中止、一時停止、変更することができるものとします。

前項の中止、一時停止、変更により万一 Web 会員に不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第6条 禁止事項

Web 会員は、マイページの利用にあたり以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)マイページの利用登録を行う際に、不正な情報を送信・登録する行為
- (2)マイページによって得られた情報を営利行為に利用する行為
- (3)第三者になりすましてマイページを利用する行為
- (4)マイページにより取得した e バウチャーおよびクーポンを複製、変更、改変、翻案する行為。
- (5)マイページにより取得した e バウチャーおよびクーポン、ID 等を第三者に利用させ、譲渡または貸与する行為。
- (6)当社または第三者の信用、著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー権、肖像権、名誉等の権利を侵害し、またはそのおそれのある行為。
- (7)当 Web サイト（これを構成するシステム・プログラム等を含む）を複製、変更、改変、翻案する行為。
- (8)法令、公序良俗または本特約等に違反する行為、または違反するおそれのある行為
- (9)マイページ利用に関する権利の譲渡にあたる行為
- (10)その他、当社が不適当と認めた行為

第7条 利用登録の抹消

当社は、以下の場合には登録された ID 等を利用者に通知することなく削除し、マイページの利用登録を抹消できるものとします。

- (1)Web 会員が退会等の理由により、西武プリンスクラブ会員の資格を喪失した場合
- (2)Web 会員がマイページの利用登録や変更に際して虚偽の申告、登録をした場合
- (3)Web 会員が連絡先等の変更に際して所定の変更手続きを行わず、当社からの連絡が困難となった場合
- (4)Web 会員が本特約および本規約、西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項への同意（本規約に付随する特約等を含みます。）に違反するなどマイページ運営に不適当な行為を行い、当社が利用登録の抹消が必要であると判断した場合

第8条 通知および情報提供

Web 会員は当社所定の届出をすることにより、必要通知を除く情報提供メールの配信中止を依頼できるものとします。

当社は、登録されたメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、Web 会員または第三者に対して損害が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。マイページからの諸通知は、Web 会員が登録したメールアドレスにその内容を送信したときをもって通知が完了したものとします。なお、当社は当社以外のシステム障害や通信設備上の事故、Web 会員からのアドレス変更等の手続きの不備・未履行その他の理由によりメールが到着しないことについては一切の責任を負わないものとします。

第9条 個人情報の取扱い

マイページを通じて取得した個人情報の取扱いについては、「西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項」および「西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針」に基づき取り扱うものとします。

※西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項

<https://club.seibugroup.jp/rule/>

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

第10条 免責事項

当社は、マイページの利用に関し、会員がいかなる損害を受けた場合にも、責任を負わないものとし、一切の損害に対し賠償する義務はないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

当社は、Web 会員がマイページを通じて得る情報等について、安全性・正確性・有用性等いかなる保証も行いません。

第11条 本特約の変更等

当社は、本特約の変更、改定または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等は、変更等の効力発生日の前までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびに効力発生日を当 Web サイトでの掲載その他相当な方法によりお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして適用されます。

2022年9月30日改定